

令和7年度 第2回（第24期第7回）文化財保護審議会 会議録

1. 日 時 令和7年7月28日（金）午後6時00分～午後8時00分

2. 出席者

委 員：副会長 小坂 克信、和田 哲、鎌倉 佐保、内野 秀重、眞下 祥幸、
大橋 竜太、西村 慎太郎（欠席：白川重敏、坂本 要）

事務局：立川市生涯推進センター長 鈴木 峰宏
立川市生涯推進センター文化財係長 浦島 利浩、文化財係 林 宏彰

3. 報 告

1) 資料1 事業報告、事業予定について

事務局より令和7年度4月～6月の資料館・古民家園入園統計、令和7年度4月～6月事業報告、令和7年度5月～7月の事業予定を報告。

事務局：古民家園の6月の入園者数など、減少しているところがあるが、屋外展示施設は、気温が高くなると減少するという傾向は以前から見られる。

今年は戦争が終結してから80年となるため、平和人権的な視点も踏まえ、関連する収蔵資料をラウンジで展示するミニ企画展を行っている。また、市役所にも出張して展示を行った。

今年度は古民家園の麦刈り体験は荒天のため中止となつたが、麦脱穀については開催した。

国立国語研究所で行っている「ニホンゴ探検 2025」というイベントに当館の職員も出張し、古文書作成を模擬体験するワークショップを行つた。コロナ禍の際には中止されていたイベントだが、昨年度から再開している。

今後の事業予定としては、普及活動にも力を入れ、昨年度好評であった出張展示を行っていく。8月には立川村十二景の拡大複製パネル展示を市役所で行い、市民の方への文化財周知を図る予定である。

委員：普濟寺の六面石幢は年間に2日間しか公開されないのか。

事務局：六面石幢を収蔵している施設について、未だ整備を行つてある箇所があり、現在は常時公開ができる状態ではなく、普濟寺の行事等に合わせて公開を行うこととなっている。今回は11月の東京文化財ウィーク 2025 の日程に合わせて公開を依頼させて頂いた。

委員：ニホンゴ探検の人数は、このイベント全体の人数という認識で良いか。

事務局：その通りです。

2) 資料2 埋蔵文化財調査について

事務局より、前回定例会以降の埋蔵文化財調査について報告。

事務局：報告は1件のみで、電柱設置の工事に伴う工事立会になる。例年であれば3か月で一覧表が埋まるくらいの調査件数があるが、今次は非常に少ない状況である。

3) 資料3 市指定有形民俗文化財の変更について

事務局：現状変更はなく、所有者の変更に係る届についての報告。資料寄託を受けている市指定有形民俗文化財・多摩川漁撈具については、所有者が亡くなり、相続者と協議のうえ、市に寄贈して頂けることとなり、変更届出書の提出を受け、市の所有となった。

資料館の常設展示で一部公開を行つてゐるが、7月には府中市郷土の森博物館の特別展「田んぼとくらし」に資料を貸出し展示されている。

漁撈具以外にも飛行場の写真など様々な資料が寄託されており、これを機に一切を寄贈頂くこととなった。

4) 資料4 国史跡玉川上水の軽微な現状変更について

事務局：玉川上水は国史跡だが、軽微な現状変更を行う場合は、関係法令の規定により国ではなく所在する市へ申請を行い、市が許可・不許可の判断を行っている。今回は小平監視所付近にある上水小橋から小川橋までの区間で、樹木や下草の伐採・剪定・除草等を行いたいとの申請で、当該箇所の南側が立川市域となっている。軽微であり事務局対応として許可を発し、これから着工するとの連絡があった。

5) (仮) 新砂川学習館歴史と文化の展示制作について

生涯学習推進センター長が口頭で説明

事務局：砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設の歴史と文化の展示について、展示作成の委託事業者は前年度の3月にプロポーザル形式で決定した。プロポーザルには審査委員として委員長及び委員1名にもご参加頂いている。決定事業者は株式会社ムラヤマで、桶川市・白岡市・飯能市や、この立川市歴史民俗資料館でも40年前に携わるなどの実績がある。

基本計画・基本設計が決定した段階であり、デザイン、キャプションの作成、写真等の素材の選定を進めているところで、8月中旬に制作物を完成し、内容を各専門の委員にご確認頂きたいと考えている。砂川の歴史に特化した内容のため、近世・近代・現代が中心となる。

委員：プロポーザルは何社の応募があったか。

事務局：1社となっている。

3. 議題

1) 資料5 文化財調査について

事務局：今後市指定文化財の検討作業として、候補文化財の調査状況について報告する。民俗芸能について、祭囃子の保存団体から団体自体の指定ができないかと要望を受けたが、専門委員の見解では、保存団体に加盟する団体には古いものも新しいものもあり、一纏めに文化財指定するのは難しいということで、団体のうち古いものから順次調査する準備を進めている。市内で一番古く、文久2年に設立したといわれる柴崎一はやし保存会の活動及び所有する山車・資料について現地調査を行い、設立の経緯や経過、継承してきた状況を調査していく予定である。この調査の後、本格的に文化財指定の方向性についての所見を頂きたいと考えている。

あわせて、諏訪神社の奉納相撲についても古くからの祭事に係る要素があり、諏訪神社の祭礼に合わせて調査を進めていくことへの提言があり、指定文化財としての構成要素があるかに係る調査を進めていく予定である。

事務局：川越道縁地古民家園について、改修を行うべき時期を迎えていたため、委員の意見を頂戴しながら進めていきたいと考えている。

まず市指定有形文化財の小林家住宅の茅葺屋根について、一度に全面を葺き替えるのではなく、概ね15年ごとに東西南北の面毎に差茅する修繕を行っている。直近では平成29年に南面と西面を修繕している。東面と北面は今年度で概ね15年を迎えるため、周期的な修繕を図りたいと考えている。小林家住宅については長期的な改修計画に則って修繕していくのではなく、劣化が生じ、必要があれば修繕していくという形で対処している。今後専門の委員に現地をご確認頂き、修繕をすべき状況となっているかご所見を頂きたいと考えている。

また、管理棟などの管理施設も築30年程度となっているため、中規模な改修を

予定している。

これらは市指定文化財ではないが、長寿命化を計りつつも文化財の附属施設として相応しい外観や意匠にしているため、専門的な意見を頂ければと考えている。

特に表門については、冠木門が採用された資料が残っていない状況であり、この意匠を継続していくことについての意見を頂ければと思っている。

委員：市指定有形文化財の小林家住宅の茅葺屋根については、きちんと修繕していかなければならない。押鉢と呼ばれる横を支える材が出てきてしまうと危機の段階で総取替になってしまふため、それが出ない段階で替えていくのが経済的にも有効になる。

管理棟については市指定有形文化財ではないということもあり、嗜好に係るものともいえる。外壁の押縁下見については良いと思うが建材の価格も高騰しているので、完全に腐食している状況であれば他のものに変えるのも一つの手と考える。

冠木門は少し違和感があるが、撤去をという訳にはいかないですよね。

事務局：当時地域の民家が冠木門の設えが一般的ということであれば、維持していくことが大事になるが、そうでなければ経済的な一般門扉に改修するという意見も出てくる。先述のとおり建築当時の資料がない状況だが、おそらく当時の委員等に諮り、この施設の外観に相応しいものとして選ばれたのではと推測している。

委員：記録を調べ冠木門の類例がなければ、今までその形をとってきた施設の歴史もあるが、類例とは別の新しい形を探ることについては、現在の文化財修理の考え方方に近いと考える。類例がない形態をとっていると、歴史的な誤解を与える懸念があると考える。

委員：砂川九番組の組頭を務めていた家と認識しているが、当時の記録はないのか。

事務局：解体直前の記録においては、このような門はなかったと記録されている。

委員：組頭レベルだと、門というのはあまり無かったのではと思う。あえてこの施設に門を作ってしまったところではないか。

委員：近代になって門を設けるということはあるので、それがこの地域にあったのならそれは良いと思う。ないのであれば、施設の管理上、門は必要なことなので、新しい材料の門にしたら、どこが当時の再現で、どこが管理上設置したものか、分かり易くすることが望ましいことと考える。

事務局：天然記念物関係については、動植物と地質学的なものがあるが、市内においては、平成6年・平成9年に自然調査報告書が作成され、その後の追跡調査は行われていない状態となっている。

立川市内の自然となると、崖線の緑地、屋敷林の人工林が目立つものかと考えている。これらを今後どのように調査していくかが課題であると認識している。また、本市では絶滅しているが、羽村市など限られた場所で群生するカワラノギクについて、昭和2年の発見から100年近くになるというところで、市の文化財、文化遺産としてどのように捉えていくのか整理していく必要があると認識している。

市内で唯一天然記念物に指定している八幡神社大櫓については、以前から内部に空洞ができるなど傷みが進んでいる中で現状保存を続けている状態であるが、直近に状態を確認したところ、叩いてみると乾いた音を発し、幹回りに縄を巻いているが、この縄を解くと倒れてしまうのではと思うほど弱っているように見受けられる。これから長期にわたってどのように保存・管理していくのかを専門の委員にご指導頂きながら調査していきたいと考えている。

委員：立川は開発が進んでいるので、武蔵野の雑木林的な環境が残っているところは貴重な場所と考える。民有地で雑木林が残っているところがあれば調査し、里山の動植物を保全していくことは価値があると思う。

大櫻については、今の気候変動の中で、このような天然記念物を残していくのは格段に難しくなっていくと思う。樹木医のような専門家の力を借り、最新の知見を取り入れながら、新しい保全のスタイルを導き出していく必要があるのではと思う。

事務局：立川市の北部に所在する残堀川の大規模河川改修前の人工掘割、いわゆる旧流路について、前回会議で文化財的な遺構であることを示す説明板・解説板を設置の意義についてご意見を頂いたが、同類の既設看板の有無など調べ、玉川上水の下流方に東京都建設局の残堀川の歴史や玉川上水との関わりを示す一間大の看板が設置されていることを確認した。

この状況を踏まえたうえで、より良い場所に案内看板を設置することについて再度ご意見を頂きたい。

前回会議の後、専門の委員に現地を確認して頂いたので、その報告をお願いしたい。

委員：この旧流路の歴史的経過については資料にまとめさせて頂いたとおりだが、旧日産自動車工場の敷地とされた部分については、旧流路の遺構は全て失われている。旧流路の遺構はこの部分しか残っていないため、貴重ではないかと思う。国の史跡として指定された玉川上水の助水として江戸時代から活用されてきた残堀川の役割を伝える重要な土木遺産であり、国史跡の関連施設として価値があると思われる。

現状の旧流路がいつのものかははっきりしないが、昭和34年残堀川改修工事の際の断面図と、明治41年改修工事の断面図もあるので、どのような状態かは実際に計ってみた方が良いかと思う。

委員：看板については、都が設置していると市は設置してはいけない、というルールはないということで良いか。

事務局：そのとおり。

委員：都の看板は建設局が作っているものなので、歴史を説明するものというより河川としての残堀川を説明するもので、こちらとしては文化財であるという看板を設置して、これはこういう史的な景観で、これを失わないようにという趣旨で作っていくのが良いかと思う。

看板の乱立という問題はあるとは思うが、私有地などもあり宅地開発などで景観や遺構が無くなってしまう可能性のあるところについては、何かしらの手立てをしておくと、それが史的な景観で、配慮が必要なものという意識を持ってもらうことに繋がるかと思う。

委員：残堀川の流路は、瑞穂町と武蔵村山市に昭島市が少し、そして立川市に流れるが、立川市の流路は長いので、何かしらの方法を検討したい。

4. その他

1) 文化財保護審議会委員の任期について (省略)

次回開催予定：令和7年10月24日（金）午後6時～